

平成 21 年(2009 年)12 月 1 日

豊中市総務部契約検査室

工事請負契約における単品スライド条項に基づき減額変更を
請求する場合の運用について

本市発注の請負工事に関して、建設工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合の運用について、下記のとおり定めましたので、お知らせします。

記

1. 適用 日： 平成 2 1 年 1 2 月 1 日
2. 対象となる工事材料： 「鋼材類」、「燃料油」及び「原材料費の低落等の特別な要因により、価格の著しい下落が認められる主要工事材料（以下、「その他工事材料」という。）」
3. 対 象 と な る 工 事： 適用日以降の新規契約工事及び適用日において継続中の工事
（但し、残工事が 2 ヶ月未満の場合は除く。）
4. 減 額 の 対 象： 対象となる工事材料の価格変動に伴う減額部分の内、
対象請負金額の 1 %を超える工事
5. そ の 他： 減額変更を請求する場合の運用基準の主な項目は別紙「単品スライド条項の減額となる場合の運用に係る取扱い」を参照してください。

単品スライド条項の減額となる場合の運用に係る取扱い

「単品スライド条項の運用に係る取扱い（平成 20 年 12 月制定）」に規定する単品スライド額が減額となる場合の取扱いを定めたので、これによるものとする。

1. 対象となる工事材料

「鋼材類」、「燃料油」及び「その他工事材料」に分類される各材料

【鋼材類】 H 型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼 2 次製品（ロックボルト等）
その他鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガード
レールや PC 鋼より線など）、転落防止柵、スクラップ、リース契約の
鋼材類などが対象

鋼材類を一部に含むコンクリート 2 次製品等については、その中に含まれる
鋼材類の数量や価格を算出することが困難であることから対象としない。

ただし、設計図書により配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明
らかになっており、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されているなど、
変動額の妥当性が客観的に評価することができれば、対象材料とする。

なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は対象とし
ない。

【燃料油】 ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油が対象

【その他工事材料】 アスファルト など

2. 対象となる工事

（１）適用日（平成 21 年 12 月 1 日）以降の新規契約工事

（２）適用日（平成 21 年 12 月 1 日）現在において継続中の工事

（但し、残工期が 2 ヶ月未満の場合は除く）

3. 減額変更の対象

対象となる工事材料の各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算（経費
の変更は行わない）した場合に、変動額が対象請負額の 1 %を超える工事。

主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に
連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4．スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額(以下、「スライド額」という。)の算定は、上記1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

M当初 : 価格変動前の金額

M変更 : 価格変動後の金額

p : 設計時点における各材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D : 4の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

- (2) 請負者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を示して7(4)により異議申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)のM変更を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であることが認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM変更に代えて(1)の算定式によりスライド額を算定する。
- (3) 燃料油に該当する各対象材料について、7(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に5(1)の平均価格を乗じて得た金額とする。

5．価格変動後における単価の決定方法

スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 鋼材類

施工計画書に定められている計画行程表等の発注者が有する情報に基づき判断した、各対象材料の搬入月の実勢価格とする。ただし、対象材料を複数の月に現場に搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格とする。

上記の実勢価格は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料とする。

4月に現場搬入した鋼材の実勢価格は、物価資料4月号の価格を採用する。

(2) 燃料類

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、各対象材料の購入月の実勢価格とする。ただし、対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格とする。

上記 の実勢価格は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格とする。

4 月に購入した燃料油の実勢価格は、物価資料 5 月号の価格を採用する。

(3) その他工事材料

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した、各対象材料の搬入月の実勢価格とする。ただし、対象材料を複数の月に現場に搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格とする。

上記 の実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格とする。

4 月に現場搬入したその他工事材料の実勢価格は、物価資料 5 月号の価格を採用する。

6 . 対象数量の決定方法

スライド額の算定の対象とする数量 (D) の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 鋼材類

設計図書に記載された数量があるときは、当該数量とする。また、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス分も対象数量とする。この場合、ロス分に係るスクラップ控除を併せて考慮する。

数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量とする。なお、任意仮設については対象としないものとする。

(2) 燃料油

発注者の積算において、現場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼動する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量とする。

数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量とする。なお、任意仮設については対象としないものとする。

現着単価で設定されている各種資材の運搬や、共通仮設費 (率及び積上げ) に含まれる建設機械等の運搬及び分解・組立に必要な燃料油は、対象としないものとする。

(4) その他工事材料

設計図書に記載された数量があるときは、当該数量とする。また、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス分を対象とすることができる。

数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量とする。なお、任意仮設については対象としないものとする。

7 . 請負金額の変更手続

- (1) 発注者は「 2 対象となる工事」に該当すると認めたときは、該当する対象材料について、実勢価格、対象数量等をもとに算出した「請負代金額減額変更請求額概算計算書(別紙 1 - 1 ~ 3)」を添えて、原則「工期末の 2 ヶ月前まで」に、工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の規定(以下、「単品スライド条項」という。)に基づく請負代金額の変更を請求できるものとする。(様式 1)
- (2) 発注者は、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行ったときは、工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の規定に基づき、請負者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 4 5 日前の日」と定め、これを請求した日から 7 日以内に請負者に通知するものとする。(様式 2)
- (3) 工事請負契約書第 2 5 条第 7 項に基づく協議は、発注者が、計画工定表等をもとに対象となる品目、規格、数量等を決定し、書面により行うものとする。(様式 4)
- (4) 発注者は、請負者が発注者の算定したスライド額に対し、異議を申し立てたときは請負者に対し、請負代金額変更請求計算書(別紙 1 - 1 ~ 3)及び各対象材料を購入した際の購入数量、価格、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類(以下「証明書類」という。)の提出を求める。なお、証明書類(資料)には、納品書、請求書、領収書を含むものとする。
- (5) 前項の規定による証明書類等の提出の要求があつた場合は、請負者は誠意をもってこれに応じなければならない。
- (6) 発注者は第 3 項の協議が成立したときは、請負者に変更請負代金額及びスライド変更額を通知するものとする。(様式 5)ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

8 . 部分払い時の取扱い

- (1) 本基準の実施後に、工事請負契約書第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、部分払のための出来形検査を請負者が請求した場合において、当該出来形部分についても単品スライド条項の適用対象とする場合には、発注者は当該検査終了後に、「出来形検査に係る既済部分は工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の適用対象とする」旨を通

知するものとする。(様式6)

- (2) 前項の規定を適用した場合、それ以降の残工事における部分払いのための出来形
検査にあっては、必然的に単品スライド条項の適用対象とする。